平戸市農業委員会第11回総会議事録

■開催日時:令和4年2月25日(金)9時30分~10時20分

■開催場所:平戸市役所3階会議室

■農業委員:18人中16人出席 欠席委員:3、18番 欠員 1番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員:18人中8人出席 欠席委員:2、5、6、8、9、11

12、13、17、18番

■総会公開非公開の別:公開 ■傍聴人数:0人

- ■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事
- ■関係課 山中農林課主事補
- ■書記の職氏名 職氏名:林事務局長
- ■議事録の公開 公開
- ■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第26号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 非農地通知申出について

議案第60号 第11回農用地利用集積計画(案) について

議案第61号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を

行っている旨の証明願について

日程6 閉会

発言 者名

会議の概要

事務局

■日程1 開会宣言

定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第11回総会を開会いたします。

開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。

■日程2 会長あいさつ

会長

委員の皆様、改めましておはようございます。

立春は過ぎたものの、まだ寒い日が続いています。また、コロナも終息が見込めません。健康には十分注意をしていただければと思います。先ほど、局長が言いましたように総会後、耕作放棄地解消等研修会を行うようにしておりますので、農業委員・推進委員の皆さんには、日ごろから活動を行ってもらっていますが、なお一層の活動をお願いしたいと思います。

本日は、報告1件、議案が5件となっております。最後までご審議 いただきますようお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、 農業委員3番、18番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告 いたします。

よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、 以降の進行につきまして川村会長にお願いいたします。

■日程3 議事録署名人及び書記の指名

会長

それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録 署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

「異議なし。」と認めます。

それでは、議事録署名委員に7番、8番委員、書記に林局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

■日程4 会務報告

次に日程第4、2月の会務報告及び3月の会務予定について事務局 が報告いたします。

事務局

それでは2月の主な会務報告をいたします。(2月会務報告を報告) 次に3月の行事予定を申し上げます。(3月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。

会長

それでは次回、3月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。 次回総会を3月25日(金曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市 役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありません か。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議がありませんので、次回の総会日程を3月25日(金曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行うことといたします。

■日程5 議事

《報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》

次に、「報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解 約」について、事務局の報告説明を求めます。

事務局

議案の説明は2ページになります。3ページをご覧ください。

整理番号1番 貸人、借人は記載の通りです。

貸借農地、田平町福崎免字辻山 629 番 1、現況地目「畑」面積 3,066 ㎡。契約内容は備考欄の通りです。

解約理由は貸し人、借り人の合意によるものです。 報告第26号の説明は以上です。

会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは、質疑を終結し、報告第26号を終わります。

《議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について》

次に、「議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案書 $4\sim5$ ページをご覧ください。説明は5 ページになります。

整理番号1番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。 申請農地は田平町小崎免字中原田1189番1、地目は田で2,923 ㎡

事務局

譲受人の耕作面積は22,417 ㎡になり、田平地区の下限面積50 a を クリアします。理由は農業経営拡大のため、売買による所有権移転 となります。

整理番号2番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。

申請農地は岩の上町字辻 45 番 1、地目は畑で 1,083 ㎡。譲受人の耕作面積は 3,058 ㎡になり、平戸地区の下限面積 30 a をクリアします。農業経営規模の拡大で売買での所有権移転となります。

整理番号3番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。

申請農地は鮎川町字四釜 24 番、地目は田で 188 ㎡外 1 筆、合計面積 273 ㎡です。取得後の耕作面積が 6,113 ㎡になり、津吉地区の下限面積 30 a をクリアしています。

理由としては農業経営規模の拡大のため、売買での所有権移転となります。

(スライド説明)

説明は以上のとおりです。

会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案 57 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第 57 号について、原案のとおり決定いたします。

《議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について》

次に、「議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案書 $6 \sim 7$ ページをご覧ください。説明は7 ページになります。

整理番号1番 譲渡人、譲受人については、記載のとおりとなっております。

申請農地ですが、田平町小手田免字宵ノ祭 663 番 1、地目は畑で、 地積 717 ㎡、農地種別は第 2 種農地となります。

整理番号2番 譲渡人、譲受人については、記載のとおりとなっております。

申請農地ですが、田平町里免字轟 1344 番 1、地目は畑で、地積717 ㎡、農地種別は第 2 種農地となります。

(スライド説明)

以上、ご審議のほどよろしくお願いします

会長

事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の 補足説明を番号順にお願いします。

13 番委員

議案58号、整理番号1番、2番の補足説明を行ないます。

令和4年2月16日 午後2時頃より、田平地区農業委員、推進委員、 申請代理人、事務局で現地確認を行ないました。

2件とも住宅が密集している所であり、

整理番号1番については、3区画の建売分譲住宅用地への転用で、 周囲の農地も、農作物を耕作していないB判定された農地となっており、合併浄化槽の設置や溜桝や排水溝の設置も計画されており、特に 問題はないと考えます。

整理番号2番は、一般個人住宅を建築によるもので、周囲に農地もなく、雨水等についても、既存の排水溝で対応できるもので、特に影響はないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会長

ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑 を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。議案第 58 号について、原案のとおり決定することで、皆さん、ご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、議案第 58 号を原案のとおり許可することで決定 いたします。

《議案第59号 非農地通知申出について》

次に、議案第59号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明 を求めます。

事務局

議案書 $8 \cdot 9$ ページをご覧ください。説明は9 ページになります。

整理番号1番 申出人については、記載のとおりです。

申出を受けた土地について、大野町字俵石 320 番ロ、地目は畑で、地積 628 ㎡。現況は山林となっています。

整理番号2番 申出人については、記載のとおりです。

申出を受けた土地について、志々伎町字棚ノ田 626 番 2、地目は

田、面積 119 m^2 外 2 筆、合計 $1,521 \text{ m}^2$ となります。現況は原野となっています。

整理番号3番 申出人については、記載のとおりです。

申出を受けた土地について、生月町山田免字上骨棒 1917 番 4、地目は畑、面積 391 ㎡。現況は原野となっています。

整理番号4番 申出人については、記載のとおりです。

申出を受けた土地について、田平町下寺免字生向 859 番 1、地目は畑、面積 220 ㎡外 1 筆、合計 246 ㎡となります。現況は原野となっています。

(スライド説明)

会長

事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。ただし、整理番号1番については農業振興地域除外申請時に行っていますので、補足説明は除き整理番号2番からお願いします。

9番委員

議案59号 整理番号2番の補足説明を行ないます。

令和4年2月16日 午前9時30分頃から、南部地区農業委員、推 進委員、事務局とで現地確認を行ないました。

申請地は、トラクターなど、農機具が埋まるくらいの深い水田で、 写真のとおり、水が多く、木も生えないほど、ぬかるんでおり、イノ シシの遊び場となっている。

今後も耕作できるような状態ではありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

15 番委員

議案59号 整理番号3番の補足説明を行ないます。

令和4年2月16日 午前11時頃から、生月地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。

現況の写真のとおり、一部、風力発電施設の変電所がありましたが、 すでに撤去され、基礎部分が残っている状態ですが、大部分が山林原 野化しており、今後も耕作できるような状態ではありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

13 番委員

議案59号 整理番号4番の補足説明を行ないます。

令和4年2月16日 午後1時30分頃から、田平地区農業委員、推 進委員、申請人代理人、事務局とで現地確認を行ないました。

申請地の、859番1については、道路脇にあるものの、長年にわたり耕作されていない土地で、一部、竹が生い茂っている状況です。

859番2については、小さい農地で、進入路に段差があり、

木の影に覆われており、農作物が育つ環境ではありません。

また、土地所有者も県外に住んでおり、今後も耕作できるような状態ではありませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

会長

ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑 を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第59号について原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会長

異議なしと認め、議案第 59 号について、原案のとおり決定いたします。

《議案第60号 第11回農用地利用集積計画(案)について》

次に、議案第60号「第11回農用地利用集積計画(案)」について、 事務局の提案説明を求めます。

事務局

議案の説明は10ページになります。11ページ上段をお願いします。 利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の 設定になります。

整理番号1番。

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、岩の上町字岳ノ平8番1、現況地目「畑」、面積1,975 ㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。

整理番号2番についてはご一読をお願いします。

新 規 1件 1筆 1,975 m²

再設定 1件 1筆 3,202 m²

合 計 2件 2筆 5,177 ㎡ となります。

11ページ下段をお願いします。

利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃貸借権の設定になります。

整理番号3番

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、下中野町字牟田 661 番、現況地目「田」、 面積 1,281 ㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。

合計 新規 1件 1筆 1,281 ㎡ となります。

12ページをご覧ください。利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。

整理番号4番。

利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

利用権を設定する土地、田平町以善免字崎大久保 1386 番、現況地目「畑」、面積 518 ㎡外 8 筆、合計面積 7,092 ㎡設定する利用権については、記載のとおりです。

合計 再設定 1件 9筆 7,092 ㎡ となります。

集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行いま す。発言のある方は挙手をお願いします。

13 番委員

整理番号1番の件ですが、賃借料が10a当たり約60,000円と高いと思うがどうしてか。

事務局

利用権の設定内容について普通畑としていますが、作付けについては、松の苗木を栽培して、苗木を販売すると聞いております。賃借料のついては最終的には、双方が話し合って決めることになりますが、松の苗木については、ある程度の収入があるということで、このような賃借料になったと聞いています。

会長

外にありませんか。質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第 60 号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同 「異議なし」

会長

異議なしと認め、議案第 60 号について、原案のとおり決定いたします。

《議案第 61 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について 》

次に議案第 61 号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業 経営を行っている旨の証明願」について、事務局の提案説明を求めま す。

事務局

議案第 61 号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営 を行なっている旨の証明願いについて説明いたします。

議案書 13 ページをご覧ください。

農地の生前一括贈与に伴う、贈与税及び不動産取得税の納税猶予を 受けている受贈者は、3年ごとに、税務署及び長崎県に、「納税猶予継 続適応届出書」の提出が、義務づけられています。

また、この届出書に添付する書類として、引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が、必要になります。証明書を発行するには、農業委員会の総会での議決が必要になることから、証明をお願いするものです。

地区担当委員にはあらかじめ個別に確認をいただいております。 整理番号1番から2番の地区、受贈者の住所、氏名、贈与者氏名、

事務局

贈与年は記載のとおりです。農地台帳及び名寄帳、農地地図をもとに、 ご本人とも確認いたしました。

1番につきましては贈与を受けた農地面積は $9,927 \, \text{m}^2$ で、そのうち利用状況調査におきまして、B 判定は $1,906 \, \text{m}^2$ ありましたが、ご本人に確認したところ $156 \, \text{m}^2$ は自己保全中とのことであり、 $1,750 \, \text{m}^2$ は自己保全を行うよう指導しております。

2番につきましては贈与を受けた農地面積は 23,097.84 ㎡で、そのうち B 判定は 5,850 ㎡ありました。このうち 3,089 ㎡は採草放牧地となっており、残り 2,761 ㎡については自己保全を行うよう指導しております。

以上1番から2番のご審議をよろしくお願いいたします。

会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第 61 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし」

会長

異議なしと認め、議案第 61 号について、原案のとおり決定いたします。

■日程6 閉会

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会長

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長 の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、平戸市農業委員会第8回総会を閉会いたしま す。委員の皆様、お疲れ様でした。

閉会時刻:10時20分

議長	印
議事録署名人	
7番委員	印
 8番委員	<u> </u>

■農業委員名簿

地区	議席番号		氏	名	
北部	16	岡	村	勝	彦
	6	前	原	正	行
	10	寺	田	俊	雄
	7	神	田	孝	夫
中部	14	本	Щ	勝	茂
	2	前	Л	<u> </u>	夫
	8	濵	﨑	保	久
南部	12	青	﨑	日出	男
	9	Щ	下	忠	平
	17	末	永	定	之
生月	11	谷	本	雅	嗣
	19	Л	村	政	幸
	15	蜜	Щ	隆	満
田平	3	松	本	<u> </u>	郎
	1		欠	員	
	13	大	Щ	荒	助
大島	4	藤	沢	和	正
	5	松	山	浩	幸
	18	桝	屋	可	恵